

府子本第 709 号  
子保発 0629 第 1 号  
令和 2 年 6 月 29 日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に伴う子ども・子育て支援法等に基づく「求職活動」の事由に係る教育・保育給付認定等の有効期間の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応し、雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)の受給資格者について、給付日数を 60 日延長できることとする改正を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和 2 年法律第 54 号。以下「臨時特例法」という。)」が令和 2 年 6 月 12 日に第 201 回国会において成立し、同日に公布及び施行されました。

これを踏まえ、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関し、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 5 第 6 号に規定する事由(以下「求職活動」の事由」という。)に係る認定を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う際の有効期間の設定について、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県及び各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

## 記

### 1 法令上の規定等

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定において、「求職活動」の事由に係る認定の有効期間については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)により、雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が 90 日を基礎としていること(被保険者期間 10 年未満の者が倒産、解雇等以外の理由により離職した場合)を踏まえ 90 日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間としたものであること。(施行規則第 8 条第 4 号及び第 10 号、同第 28 条の 5 第 4 号)

また、同通知に記載のとおり「求職活動」の事由に係る認定の有効期間の経過後も、引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することも可能であること。

## 2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響への対応

### (1) 「求職活動」の事由に係る認定の有効期間について

新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応するため、「求職活動」の事由に係る認定の有効期間について、市町村が就職を促進するために特定教育・保育施設等を利用させることが適当であると認めるときは、積極的に再度認定する等柔軟な対応を行うこと。

また、再度認定する際の認定の有効期間について、市町村において、「求職活動」の事由に係る 1 度目の認定の際の有効期間より短い期間を定めている場合においても、臨時特例法により、雇用保険の基本手当の受給資格者についてその給付日数を 60 日延長できることとなっていることも考慮した上適切に対応すること。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を理由として、「求職活動」の事由に係る再度認定や事由変更による認定を行った場合は、必ずしも再度の利用調整を要するものではなく、市町村の状況に応じ、柔軟に対応すること。

### (2) 再度の認定に係る申請手続き

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定について、「求職活動」の事由により再度の認定を申請する場合、申請に当たって必要とされる求職活動を継続的に行っていることを証する書類(施行規則第 2 条第 2 項第 2 号、同第 28 条の 3 第 2 項)を簡素化する、申請手続きをオンラインで行うことを可能とする等、可能な限り簡易な手続きとすること。

#### 【問合せ先】

内閣府子ども・子育て本部

参事官(子ども・子育て支援担当) 付

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（支給要件）

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 （略）

（市町村の認定等）

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。

3～7 （略）

（教育・保育給付認定の有効期間）

第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号八の政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。

3～7 （略）

（施設等利用給付認定の有効期間）

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抄）

（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）

第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十四條第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 （略）

二 前項第四号に掲げる事項を証する書類

3～5 （略）

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一～三 （略）

四 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）次に掲

げる期間のうちいずれか短い期間

イ 第二号に掲げる期間

ロ 効力発生日から、同日から起算して九十日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

五～九 (略)

十 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 第八号に掲げる期間

ロ 第四号ロに掲げる期間

十一～十三 (略)

(認定の申請等)

第二十八条の三 法第三十条の五第一項の規定により同項に規定する認定(以下「施設等利用給付認定」という。)を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

五 (略)

2 前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3・4 (略)

(法第三十条の六に規定する内閣府令で定める期間)

第二十八条の五 法第三十条の六に規定する内閣府令で定める期間(以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。)は、次の各号に掲げる施設等利用給付認定子どもが該当する小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一～三 (略)

四 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども(当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のいずれか短い期間

イ 第一号に定める期間

ロ 認定起算日から、同日から起算して九十日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

五・六 (略)